

原 発 本 第 85 号

2021年 8 月 10 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付け

の平成 20・10・31 原第 10 号、平成 21 年 3 月 3 日付けの平成 21・02・20 原第 27 号、平成 21 年 9 月 15 日付けの平成 21・08・03 原第 5 号、平成 22 年 2 月 22 日付けの平成 22・01・20 原第 7 号、平成 22 年 6 月 22 日付けの平成 22・05・21 原第 6 号、平成 22 年 11 月 25 日付けの平成 22・03・26 原第 2 号、平成 23 年 5 月 6 日付けの平成 23・04・04 原第 39 号、平成 23 年 5 月 11 日付けの平成 23・04・21 原第 10 号、平成 23 年 6 月 16 日付けの平成 23・05・19 原第 22 号、平成 24 年 6 月 21 日付けの平成 24・05・23 原第 4 号、平成 24 年 9 月 6 日付けの 20120717 原第 30 号、平成 25 年 2 月 13 日付けの原管 P 収第 121212001 号、平成 25 年 6 月 17 日付けの原管 P 発第 1306171 号、平成 26 年 6 月 9 日付けの原規規発第 1406092 号、平成 27 年 6 月 10 日付けの原規規発第 1506108 号、平成 28 年 3 月 24 日付けの原規規発第 16032420 号、平成 28 年 10 月 26 日付けの原規規発第 1610268 号、平成 29 年 2 月 8 日付けの原規規発第 1702088 号、平成 29 年 4 月 19 日付けの原規規発第 1704197 号、平成 29 年 9 月 14 日付けの原規規発第 1709142 号、平成 30 年 6 月 26 日付け原規規発第 1806267 号、平成 30 年 12 月 17 日付け原規規発第 1812179 号、平成 31 年 2 月 13 日付け原規規発第 1902134 号及び令和元年 7 月 5 日付け原規規発第 1907055 号、令和元年 12 月 6 日付け原規規発第 1912061 号及び令和 2 年 3 月 18 日付け原規規発第 2003186 号、令和 2 年 9 月 17 日付け原規規発第 2009175 号、令和 2 年 11 月 4 日付け原規規発第 2011049 号、令和 2 年 12 月 17 日付け原規規発第 2012171 号及び令和 3 年 3 月 12 日付け原規規発第 2103125 号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 7 月 8 日施行）の第四十二条（特定重大事故等対処施設）にて特定重大事故等対処施設の設置が要求された。

これに対応するため、新たな条文を追加するとともに関連する条文の変更を行う。

・第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第 3 条（品質マネジメントシステム計画）

第 9 条（原子炉主任技術者の職務等）

第 12 条（運転員等の確保）

第 17 条の 6（重大事故等発生時の体制の整備）

第 17 条の 7（大規模損壊発生時の体制の整備）

第 43 条（加圧器安全弁）

第 44 条（加圧器逃がし弁）

第 50 条（蓄圧タンク）

第 55 条（原子炉格納容器）

第 83 条（重大事故等対処設備）

第 83 条の 2（特重施設を構成する設備）【新規追加】

第 87 条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

第 113 条（放射線計測器類の管理）

第 119 条（原子力防災組織）

第 129 条（所員への保安教育）

第 131 条（記録）

添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

添付 5 保全区域図（第 108 条関連）

・第 2 編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1 号炉及び 2 号炉に係る保安措置）

添付 2 保全区域図（第 40 条関連）

(2) 3 号炉及び 4 号炉の所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第 2 項に規定される特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置が要求された。

これに対応するため、関連する条文の変更を行う。

・第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編（3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置）

第 83 条（重大事故等対処設備）

第 87 条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

添付 1 異常時の運転操作基準（第 90 条関連）

添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(3) 3 号炉及び 4 号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

平成 29 年 5 月 1 日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護が求められた。

これに対応するため、関連する条文の変更を行う。

・第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編（3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置）

第 3 条（品質マネジメントシステム計画）

第 17 条の 3 の 2（有毒ガス発生時の体制の整備）

第 17 条の 6（重大事故等発生時の体制の整備）

第 17 条の 7（大規模損壊発生時の体制の整備）

添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(4) 記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い、第 1 編の添付 3 を変更する。

3. 施行期日

(1) 第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編（3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置）

- a この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10 日以内に施行する。
- b 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。
- c 本規定施行の際、使用前確認対象の蓄電池（3 系統目）に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

(2) 第 2 編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1 号炉及び 2 号炉に係る保安措置）

- a この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10 日以内に施行する。
- b 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特定重大事故等対処施設に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

原 発 本 第 2 1 1 号

2 0 2 2 年 2 月 2 / 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2021年8月10日付け原発本第85号をもって変更認可申請しました、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり一部補正いたします。

記

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文及び別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「2. 変更の理由」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付2のとおり一部補正する。

以 上

本文のうち「2. 変更の理由」の一部補正

2. 変更の理由

(1) 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年7月8日施行）の第四十二条（特定重大事故等対処施設）にて特定重大事故等対処施設の設置が要求された。

これに対応するため、新たな条文を追加するとともに関連する条文の変更を行う。

・第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3条（品質マネジメントシステム計画）

第9条（原子炉主任技術者の職務等）

第12条（運転員等の確保）

第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）

第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）

第43条（加圧器安全弁）

第44条（加圧器逃がし弁）

第50条（蓄圧タンク）

第55条（原子炉格納容器）

第83条（重大事故等対処設備）

第83条の2（特重施設を構成する設備）【新規追加】

第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

第113条（放射線計測器類の管理）

第119条（原子力防災組織）

第129条（所員への保安教育）

第131条（記録）

添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

添付5 保全区域図（第108条関連）

・第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）

添付2 保全区域図（第40条関連）

(2) 3号炉及び4号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第2項に規定される特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）の設置が要求された。

これに対応するため、関連する条文の変更を行う。

・第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第 83 条（重大事故等対処設備）

第 87 条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

添付 1 異常時の運転操作基準（第 90 条関連）

添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

（3）3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護が求められた。

これに対応するため、関連する条文の変更を行う。

・第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3条（品質マネジメントシステム計画）

第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）

第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）

第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）

添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等
に係る実施基準

添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

（4）記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い、第1編の添付2及び添付3を変更する。

別添 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

本資料のうち、枠囲みの内容は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																																																								
<p>第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）</p> <p>別表2 規定文書と保安規定の関連表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">規定文書</th> <th style="width: 70%;">保安規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準</td><td>第2条の2、第3条</td></tr> <tr><td>原子力安全文化醸成活動管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>品質マニュアル（要則）、品質マニュアル（基準）</td><td>第3条、第17条の6</td></tr> <tr><td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td><td>第3条、第131条</td></tr> <tr><td>発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準</td><td>第3条、第8条、第9条、第17条の6</td></tr> <tr><td>ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準</td><td>第3条、第8条の2、第9条の2</td></tr> <tr><td>安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準</td><td>第3条、第6条、第7条</td></tr> <tr><td>品質保証委員会運営基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>教育訓練基準</td><td>第3条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第118条の4、第118条の5、第120条の2、第123条、第129条、第130条</td></tr> <tr><td>運転基準</td><td>第3条、第12条～第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第18条の2、第19条～第91条、第98条の2～第100条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条、第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>放射線管理基準</td><td>第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第86条、第98条～第98条の3、第98条の5、第99条～第101条、第103条～第107条、第110条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第127条の2、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>化学管理基準</td><td>第3条、第12条の2、第13条、第14条、17条、17条の2、17条の2の2、17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>保修基準</td><td>第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第22条、第24条、第29条、第30条、第32条、第33条、第40条、第43条～第48条、第51条、第55条、第57条、第58条、第60条～第64条、第66条、第67条、第69条～第73条、第75条、第76条、第78条～第83条、第85条～第87条、第89条、第92条～第97条、第98条の2、第98条の3、第100条、第101条、第105条、第111条、第113条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第121条、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>土木建築基準</td><td>第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第55条、第85条、第86条、第89条、第98条の2、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>燃料管理基準</td><td>第3条、第14条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条～第24条、第26条、第29条～第33条、第49条、第92条～第97条、第98条の2</td></tr> <tr><td>技術基準</td><td>第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第28条、第35条、第83条、第85条～第87条、第89条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>停止時保安管理基準</td><td>第3条、第33条、第36条～第41条、第45条、第50条～第53条、第55条、第57条、第58条、第63条～第68条、第70条～第73条、第75条～第78条、第80条、第81条、第83条</td></tr> <tr><td>非常事態対策基準</td><td>第3条、第12条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条</td></tr> <tr><td>異常時通報連絡処置基準</td><td>第3条、第89条、第132条</td></tr> <tr><td>防護基準</td><td>第3条、第108条、第109条</td></tr> <tr><td>設計・調達管理基準</td><td>第3条、第17条の3、第118条の2</td></tr> <tr><td>原子力内部監査要則</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>試験・検査基準</td><td>第3条、第118条の4、第118条の5</td></tr> <tr><td>不適合管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>改善措置活動管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>未然防止処置基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>根本原因分析実施基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>火災防護計画（基準）</td><td>第3条、第14条、第17条、第17条の2、第118条～第118条の3、第129条～第131条</td></tr> <tr><td>施設管理基準</td><td>第3条、第11条の2、第17条の2の2、第17条の3、第118条、第118条の6</td></tr> <tr><td>原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準</td><td>第3条、第118条の6</td></tr> <tr><td>燃料技術基準</td><td>第3条、第11条の2、第95条</td></tr> <tr><td>カルデラ火山モニタリング対応基準</td><td>第3条、第17条の4</td></tr> <tr><td>カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準</td><td>第3条、第17条の4</td></tr> <tr><td>カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準</td><td>第3条、第17条の4</td></tr> <tr><td>原子力発電所土木建築設備保守基準</td><td>第3条、第17条の3</td></tr> <tr><td>返還廃棄物管理基準</td><td>第3条、第98条の4</td></tr> </tbody> </table>	規定文書	保安規定	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	第2条の2、第3条	原子力安全文化醸成活動管理基準	第3条	品質マニュアル（要則）、品質マニュアル（基準）	第3条、第17条の6	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第131条	発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条、第9条、第17条の6	ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条の2、第9条の2	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条	品質保証委員会運営基準	第3条	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条	教育訓練基準	第3条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第118条の4、第118条の5、第120条の2、第123条、第129条、第130条	運転基準	第3条、第12条～第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第18条の2、第19条～第91条、第98条の2～第100条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条、第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条	放射線管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第86条、第98条～第98条の3、第98条の5、第99条～第101条、第103条～第107条、第110条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第127条の2、第129条～第132条	化学管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、17条、17条の2、17条の2の2、17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第124条、第129条～第132条	保修基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第22条、第24条、第29条、第30条、第32条、第33条、第40条、第43条～第48条、第51条、第55条、第57条、第58条、第60条～第64条、第66条、第67条、第69条～第73条、第75条、第76条、第78条～第83条、第85条～第87条、第89条、第92条～第97条、第98条の2、第98条の3、第100条、第101条、第105条、第111条、第113条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第121条、第124条、第129条～第132条	土木建築基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第55条、第85条、第86条、第89条、第98条の2、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第124条、第129条～第132条	燃料管理基準	第3条、第14条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条～第24条、第26条、第29条～第33条、第49条、第92条～第97条、第98条の2	技術基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第28条、第35条、第83条、第85条～第87条、第89条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条	停止時保安管理基準	第3条、第33条、第36条～第41条、第45条、第50条～第53条、第55条、第57条、第58条、第63条～第68条、第70条～第73条、第75条～第78条、第80条、第81条、第83条	非常事態対策基準	第3条、第12条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条	異常時通報連絡処置基準	第3条、第89条、第132条	防護基準	第3条、第108条、第109条	設計・調達管理基準	第3条、第17条の3、第118条の2	原子力内部監査要則	第3条	試験・検査基準	第3条、第118条の4、第118条の5	不適合管理基準	第3条	改善措置活動管理基準	第3条	未然防止処置基準	第3条	根本原因分析実施基準	第3条	火災防護計画（基準）	第3条、第14条、第17条、第17条の2、第118条～第118条の3、第129条～第131条	施設管理基準	第3条、第11条の2、第17条の2の2、第17条の3、第118条、第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準	第3条、第118条の6	燃料技術基準	第3条、第11条の2、第95条	カルデラ火山モニタリング対応基準	第3条、第17条の4	カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準	第3条、第17条の4	カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準	第3条、第17条の4	原子力発電所土木建築設備保守基準	第3条、第17条の3	返還廃棄物管理基準	第3条、第98条の4	<p>第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）</p> <p>別表2 規定文書と保安規定の関連表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">規定文書</th> <th style="width: 70%;">保安規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準</td><td>第2条の2、第3条</td></tr> <tr><td>原子力安全文化醸成活動管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>品質マニュアル（要則）、品質マニュアル（基準）</td><td>第3条、第17条の6</td></tr> <tr><td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td><td>第3条、第131条</td></tr> <tr><td>発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準</td><td>第3条、第8条、第9条、第17条の6</td></tr> <tr><td>ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準</td><td>第3条、第8条の2、第9条の2</td></tr> <tr><td>安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準</td><td>第3条、第6条、第7条</td></tr> <tr><td>品質保証委員会運営基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>教育訓練基準</td><td>第3条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第118条の4、第118条の5、第120条の2、第123条、第129条、第130条</td></tr> <tr><td>運転基準</td><td>第3条、第12条～第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第18条の2、第19条～第91条、第98条の2～第100条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条、第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>放射線管理基準</td><td>第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第86条、第98条～第98条の3、第98条の5、第99条～第101条、第103条～第107条、第110条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第127条の2、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>化学管理基準</td><td>第3条、第12条の2、第13条、第14条、17条、17条の2、17条の2の2、17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>保修基準</td><td>第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第22条、第24条、第29条、第30条、第32条、第33条、第40条、第43条～第48条、第51条、第55条、第57条、第58条、第60条～第64条、第66条、第67条、第69条～第73条、第75条、第76条、第78条～第83条、第85条～第87条、第89条、第92条～第97条、第98条の2、第98条の3、第100条、第101条、第105条、第111条、第113条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第121条、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>土木建築基準</td><td>第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>燃料管理基準</td><td>第3条、第14条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条～第24条、第26条、第29条～第33条、第49条、第92条～第97条、第98条の2</td></tr> <tr><td>技術基準</td><td>第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第28条、第35条、第83条、第85条、第87条、第89条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条</td></tr> <tr><td>停止時保安管理基準</td><td>第3条、第33条、第36条～第41条、第45条、第50条～第53条、第55条、第57条、第58条、第63条～第68条、第70条～第73条、第75条～第78条、第80条、第81条、第83条、第85条、第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条</td></tr> <tr><td>非常事態対策基準</td><td>第3条、第12条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条</td></tr> <tr><td>異常時通報連絡処置基準</td><td>第3条、第89条、第132条</td></tr> <tr><td>防護基準</td><td>第3条、第108条、第109条</td></tr> <tr><td>設計・調達管理基準</td><td>第3条、第17条の3、第118条の2</td></tr> <tr><td>原子力内部監査要則</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>試験・検査基準</td><td>第3条、第118条の4、第118条の5</td></tr> <tr><td>不適合管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>改善措置活動管理基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>未然防止処置基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>根本原因分析実施基準</td><td>第3条</td></tr> <tr><td>火災防護計画（基準）</td><td>第3条、第14条、第17条、第17条の2、第118条～第118条の3、第129条～第131条</td></tr> <tr><td>施設管理基準</td><td>第3条、第11条の2、第17条の2の2、第17条の3、第118条、第118条の6</td></tr> <tr><td>原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準</td><td>第3条、第118条の6</td></tr> <tr><td>燃料技術基準</td><td>第3条、第11条の2、第95条</td></tr> <tr><td>カルデラ火山モニタリング対応基準</td><td>第3条、第17条の4</td></tr> <tr><td>カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準</td><td>第3条、第17条の4</td></tr> <tr><td>カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準</td><td>第3条、第17条の4</td></tr> <tr><td>原子力発電所土木建築設備保守基準</td><td>第3条、第17条の3</td></tr> <tr><td>返還廃棄物管理基準</td><td>第3条、第98条の4</td></tr> </tbody> </table>	規定文書	保安規定	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	第2条の2、第3条	原子力安全文化醸成活動管理基準	第3条	品質マニュアル（要則）、品質マニュアル（基準）	第3条、第17条の6	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第131条	発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条、第9条、第17条の6	ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条の2、第9条の2	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条	品質保証委員会運営基準	第3条	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条	教育訓練基準	第3条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第118条の4、第118条の5、第120条の2、第123条、第129条、第130条	運転基準	第3条、第12条～第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第18条の2、第19条～第91条、第98条の2～第100条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条、第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条	放射線管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第86条、第98条～第98条の3、第98条の5、第99条～第101条、第103条～第107条、第110条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第127条の2、第129条～第132条	化学管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、17条、17条の2、17条の2の2、17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第124条、第129条～第132条	保修基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第22条、第24条、第29条、第30条、第32条、第33条、第40条、第43条～第48条、第51条、第55条、第57条、第58条、第60条～第64条、第66条、第67条、第69条～第73条、第75条、第76条、第78条～第83条、第85条～第87条、第89条、第92条～第97条、第98条の2、第98条の3、第100条、第101条、第105条、第111条、第113条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第121条、第124条、第129条～第132条	土木建築基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第124条、第129条～第132条	燃料管理基準	第3条、第14条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条～第24条、第26条、第29条～第33条、第49条、第92条～第97条、第98条の2	技術基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第28条、第35条、第83条、第85条、第87条、第89条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条	停止時保安管理基準	第3条、第33条、第36条～第41条、第45条、第50条～第53条、第55条、第57条、第58条、第63条～第68条、第70条～第73条、第75条～第78条、第80条、第81条、第83条、第85条、第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条	非常事態対策基準	第3条、第12条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条	異常時通報連絡処置基準	第3条、第89条、第132条	防護基準	第3条、第108条、第109条	設計・調達管理基準	第3条、第17条の3、第118条の2	原子力内部監査要則	第3条	試験・検査基準	第3条、第118条の4、第118条の5	不適合管理基準	第3条	改善措置活動管理基準	第3条	未然防止処置基準	第3条	根本原因分析実施基準	第3条	火災防護計画（基準）	第3条、第14条、第17条、第17条の2、第118条～第118条の3、第129条～第131条	施設管理基準	第3条、第11条の2、第17条の2の2、第17条の3、第118条、第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準	第3条、第118条の6	燃料技術基準	第3条、第11条の2、第95条	カルデラ火山モニタリング対応基準	第3条、第17条の4	カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準	第3条、第17条の4	カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準	第3条、第17条の4	原子力発電所土木建築設備保守基準	第3条、第17条の3	返還廃棄物管理基準	第3条、第98条の4	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p> <p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更</p>
規定文書	保安規定																																																																																																																																																									
保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	第2条の2、第3条																																																																																																																																																									
原子力安全文化醸成活動管理基準	第3条																																																																																																																																																									
品質マニュアル（要則）、品質マニュアル（基準）	第3条、第17条の6																																																																																																																																																									
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第131条																																																																																																																																																									
発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条、第9条、第17条の6																																																																																																																																																									
ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条の2、第9条の2																																																																																																																																																									
安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条																																																																																																																																																									
品質保証委員会運営基準	第3条																																																																																																																																																									
マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条																																																																																																																																																									
教育訓練基準	第3条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第118条の4、第118条の5、第120条の2、第123条、第129条、第130条																																																																																																																																																									
運転基準	第3条、第12条～第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第18条の2、第19条～第91条、第98条の2～第100条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条、第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
放射線管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第86条、第98条～第98条の3、第98条の5、第99条～第101条、第103条～第107条、第110条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第127条の2、第129条～第132条																																																																																																																																																									
化学管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、17条、17条の2、17条の2の2、17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
保修基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第22条、第24条、第29条、第30条、第32条、第33条、第40条、第43条～第48条、第51条、第55条、第57条、第58条、第60条～第64条、第66条、第67条、第69条～第73条、第75条、第76条、第78条～第83条、第85条～第87条、第89条、第92条～第97条、第98条の2、第98条の3、第100条、第101条、第105条、第111条、第113条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第121条、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
土木建築基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第55条、第85条、第86条、第89条、第98条の2、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
燃料管理基準	第3条、第14条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条～第24条、第26条、第29条～第33条、第49条、第92条～第97条、第98条の2																																																																																																																																																									
技術基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第28条、第35条、第83条、第85条～第87条、第89条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
停止時保安管理基準	第3条、第33条、第36条～第41条、第45条、第50条～第53条、第55条、第57条、第58条、第63条～第68条、第70条～第73条、第75条～第78条、第80条、第81条、第83条																																																																																																																																																									
非常事態対策基準	第3条、第12条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条																																																																																																																																																									
異常時通報連絡処置基準	第3条、第89条、第132条																																																																																																																																																									
防護基準	第3条、第108条、第109条																																																																																																																																																									
設計・調達管理基準	第3条、第17条の3、第118条の2																																																																																																																																																									
原子力内部監査要則	第3条																																																																																																																																																									
試験・検査基準	第3条、第118条の4、第118条の5																																																																																																																																																									
不適合管理基準	第3条																																																																																																																																																									
改善措置活動管理基準	第3条																																																																																																																																																									
未然防止処置基準	第3条																																																																																																																																																									
根本原因分析実施基準	第3条																																																																																																																																																									
火災防護計画（基準）	第3条、第14条、第17条、第17条の2、第118条～第118条の3、第129条～第131条																																																																																																																																																									
施設管理基準	第3条、第11条の2、第17条の2の2、第17条の3、第118条、第118条の6																																																																																																																																																									
原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準	第3条、第118条の6																																																																																																																																																									
燃料技術基準	第3条、第11条の2、第95条																																																																																																																																																									
カルデラ火山モニタリング対応基準	第3条、第17条の4																																																																																																																																																									
カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準	第3条、第17条の4																																																																																																																																																									
カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準	第3条、第17条の4																																																																																																																																																									
原子力発電所土木建築設備保守基準	第3条、第17条の3																																																																																																																																																									
返還廃棄物管理基準	第3条、第98条の4																																																																																																																																																									
規定文書	保安規定																																																																																																																																																									
保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	第2条の2、第3条																																																																																																																																																									
原子力安全文化醸成活動管理基準	第3条																																																																																																																																																									
品質マニュアル（要則）、品質マニュアル（基準）	第3条、第17条の6																																																																																																																																																									
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第131条																																																																																																																																																									
発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条、第9条、第17条の6																																																																																																																																																									
ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条の2、第9条の2																																																																																																																																																									
安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条																																																																																																																																																									
品質保証委員会運営基準	第3条																																																																																																																																																									
マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条																																																																																																																																																									
教育訓練基準	第3条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第118条の4、第118条の5、第120条の2、第123条、第129条、第130条																																																																																																																																																									
運転基準	第3条、第12条～第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第18条の2、第19条～第91条、第98条の2～第100条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条、第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
放射線管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第86条、第98条～第98条の3、第98条の5、第99条～第101条、第103条～第107条、第110条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第127条の2、第129条～第132条																																																																																																																																																									
化学管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、17条、17条の2、17条の2の2、17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
保修基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第22条、第24条、第29条、第30条、第32条、第33条、第40条、第43条～第48条、第51条、第55条、第57条、第58条、第60条～第64条、第66条、第67条、第69条～第73条、第75条、第76条、第78条～第83条、第85条～第87条、第89条、第92条～第97条、第98条の2、第98条の3、第100条、第101条、第105条、第111条、第113条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第121条、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
土木建築基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
燃料管理基準	第3条、第14条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条～第24条、第26条、第29条～第33条、第49条、第92条～第97条、第98条の2																																																																																																																																																									
技術基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第28条、第35条、第83条、第85条、第87条、第89条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条																																																																																																																																																									
停止時保安管理基準	第3条、第33条、第36条～第41条、第45条、第50条～第53条、第55条、第57条、第58条、第63条～第68条、第70条～第73条、第75条～第78条、第80条、第81条、第83条、第85条、第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条																																																																																																																																																									
非常事態対策基準	第3条、第12条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条																																																																																																																																																									
異常時通報連絡処置基準	第3条、第89条、第132条																																																																																																																																																									
防護基準	第3条、第108条、第109条																																																																																																																																																									
設計・調達管理基準	第3条、第17条の3、第118条の2																																																																																																																																																									
原子力内部監査要則	第3条																																																																																																																																																									
試験・検査基準	第3条、第118条の4、第118条の5																																																																																																																																																									
不適合管理基準	第3条																																																																																																																																																									
改善措置活動管理基準	第3条																																																																																																																																																									
未然防止処置基準	第3条																																																																																																																																																									
根本原因分析実施基準	第3条																																																																																																																																																									
火災防護計画（基準）	第3条、第14条、第17条、第17条の2、第118条～第118条の3、第129条～第131条																																																																																																																																																									
施設管理基準	第3条、第11条の2、第17条の2の2、第17条の3、第118条、第118条の6																																																																																																																																																									
原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準	第3条、第118条の6																																																																																																																																																									
燃料技術基準	第3条、第11条の2、第95条																																																																																																																																																									
カルデラ火山モニタリング対応基準	第3条、第17条の4																																																																																																																																																									
カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準	第3条、第17条の4																																																																																																																																																									
カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準	第3条、第17条の4																																																																																																																																																									
原子力発電所土木建築設備保守基準	第3条、第17条の3																																																																																																																																																									
返還廃棄物管理基準	第3条、第98条の4																																																																																																																																																									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																								
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各第二課長及び原子力訓練センター所長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第132条第1項の報告を受けた場合、原子力管理部長へ報告する。</p> <p>(6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>3 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p style="margin-top: 20px;">表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">条 文</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条（運転員等の確保）</td> <td>第5項及び第7項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第23条（制御棒の挿入限界）</td> <td>第2項に定める制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第31条（軸方向中性子束出力偏差）</td> <td>第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第35条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）</td> <td>第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第91条（異常収束後の措置）</td> <td>第2項に定める原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第93条（新燃料の貯蔵）</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）</td> </tr> <tr> <td>第95条（燃料の取替等）</td> <td>第1項に定める燃料取替実施計画（燃料装荷） 第5項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）</td> </tr> <tr> <td>第96条（使用済燃料の貯蔵）</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）</td> </tr> <tr> <td>第103条の2（管理区域の設定・解除）</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第129条（所員への保安教育）</td> <td>第1項に定める所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第130条（請負会社従業員への保安教育）</td> <td>第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第12条（運転員等の確保）	第5項及び第7項に定める体制の構築	第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画	第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画	第23条（制御棒の挿入限界）	第2項に定める制御棒の挿入限界	第31条（軸方向中性子束出力偏差）	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲	第35条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第91条（異常収束後の措置）	第2項に定める原子炉の再起動	第93条（新燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）	第95条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料取替実施計画（燃料装荷） 第5項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）	第96条（使用済燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）	第103条の2（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第129条（所員への保安教育）	第1項に定める所員への保安教育実施計画	第130条（請負会社従業員への保安教育）	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各第二課長及び原子力訓練センター所長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第132条第1項の報告を受けた場合、原子力管理部長へ報告する。</p> <p>(6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>3 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p style="margin-top: 20px;">表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">条 文</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条（運転員等の確保）</td> <td>第6項及び第8項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練及びAPC等時の成立性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第23条（制御棒の挿入限界）</td> <td>第2項に定める制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第31条（軸方向中性子束出力偏差）</td> <td>第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第35条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）</td> <td>第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第91条（異常収束後の措置）</td> <td>第2項に定める原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第93条（新燃料の貯蔵）</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）</td> </tr> <tr> <td>第95条（燃料の取替等）</td> <td>第1項に定める燃料取替実施計画（燃料装荷） 第5項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）</td> </tr> <tr> <td>第96条（使用済燃料の貯蔵）</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）</td> </tr> <tr> <td>第103条の2（管理区域の設定・解除）</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第129条（所員への保安教育）</td> <td>第1項に定める所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第130条（請負会社従業員への保安教育）</td> <td>第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第12条（運転員等の確保）	第6項及び第8項に定める体制の構築	第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画	第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練及びAPC等時の成立性の確認訓練の実施計画	第23条（制御棒の挿入限界）	第2項に定める制御棒の挿入限界	第31条（軸方向中性子束出力偏差）	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲	第35条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第91条（異常収束後の措置）	第2項に定める原子炉の再起動	第93条（新燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）	第95条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料取替実施計画（燃料装荷） 第5項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）	第96条（使用済燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）	第103条の2（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第129条（所員への保安教育）	第1項に定める所員への保安教育実施計画	第130条（請負会社従業員への保安教育）	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>
条 文	内 容																																																									
第12条（運転員等の確保）	第5項及び第7項に定める体制の構築																																																									
第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画																																																									
第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画																																																									
第23条（制御棒の挿入限界）	第2項に定める制御棒の挿入限界																																																									
第31条（軸方向中性子束出力偏差）	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲																																																									
第35条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																									
第91条（異常収束後の措置）	第2項に定める原子炉の再起動																																																									
第93条（新燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）																																																									
第95条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料取替実施計画（燃料装荷） 第5項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）																																																									
第96条（使用済燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）																																																									
第103条の2（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																									
第129条（所員への保安教育）	第1項に定める所員への保安教育実施計画																																																									
第130条（請負会社従業員への保安教育）	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画																																																									
条 文	内 容																																																									
第12条（運転員等の確保）	第6項及び第8項に定める体制の構築																																																									
第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画																																																									
第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練及びAPC等時の成立性の確認訓練の実施計画																																																									
第23条（制御棒の挿入限界）	第2項に定める制御棒の挿入限界																																																									
第31条（軸方向中性子束出力偏差）	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲																																																									
第35条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																									
第91条（異常収束後の措置）	第2項に定める原子炉の再起動																																																									
第93条（新燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）																																																									
第95条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料取替実施計画（燃料装荷） 第5項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）																																																									
第96条（使用済燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動に関する実施計画（3号炉のみ）																																																									
第103条の2（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																									
第129条（所員への保安教育）	第1項に定める所員への保安教育実施計画																																																									
第130条（請負会社従業員への保安教育）	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画																																																									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																								
<p>表9-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">条 文</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条（火災発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）</td> <td>第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）</td> <td>第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条（重大事故等対処設備）</td> <td>第3項に定める要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第86条（運転上の制限を満足しない場合）</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</td> </tr> <tr> <td>第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）</td> <td>第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第89条（異常時の基本的な対応）</td> <td>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第90条（異常時の措置）</td> <td>第4項に定める異常の収束</td> </tr> <tr> <td>第95条（燃料の取替等）</td> <td>第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第132条（報告）</td> <td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第83条（重大事故等対処設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認	第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第90条（異常時の措置）	第4項に定める異常の収束	第95条（燃料の取替等）	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合	第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	<p>表9-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">条 文</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条（火災発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）</td> <td>第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）</td> <td>第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条（重大事故等対処設備）</td> <td>第3項に定める要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第83条の2（特重施設を構成する設備）</td> <td>第3項に定める要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第86条（運転上の制限を満足しない場合）</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</td> </tr> <tr> <td>第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）</td> <td>第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第89条（異常時の基本的な対応）</td> <td>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第90条（異常時の措置）</td> <td>第4項に定める異常の収束</td> </tr> <tr> <td>第95条（燃料の取替等）</td> <td>第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第132条（報告）</td> <td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の成立性の確認訓練の結果	第83条（重大事故等対処設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認	第83条の2（特重施設を構成する設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認	第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第90条（異常時の措置）	第4項に定める異常の収束	第95条（燃料の取替等）	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合	第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更
条 文	内 容																																																																									
第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																																									
第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																																									
第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																																									
第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																																																									
第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果																																																																									
第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																																																																									
第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果																																																																									
第83条（重大事故等対処設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認																																																																									
第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行																																																																									
第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																																																									
第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																																																									
第90条（異常時の措置）	第4項に定める異常の収束																																																																									
第95条（燃料の取替等）	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果																																																																									
第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																									
	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合																																																																									
	第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																																																																									
	第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																																																									
	第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																																																									
条 文	内 容																																																																									
第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																																									
第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																																									
第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																																									
第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																																																									
第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果																																																																									
第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																																																																									
第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の成立性の確認訓練の結果																																																																									
第83条（重大事故等対処設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認																																																																									
第83条の2（特重施設を構成する設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認																																																																									
第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行																																																																									
第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																																																									
第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																																																									
第90条（異常時の措置）	第4項に定める異常の収束																																																																									
第95条（燃料の取替等）	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果																																																																									
第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																									
	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合																																																																									
	第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																																																																									
	第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																																																									
	第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																																																									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電第二課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電第二課長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室当たり5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を中央操作員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 防災課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、重大事故等の対策を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5 発電第二課長及び防災課長は、第17条の6第4項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1及び表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、体制を構築する。</p> <p>6 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7 発電第二課長及び防災課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1及び表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8 発電第二課長及び防災課長は、第5項以外の事態が生じ、表12-1及び表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9 所長は、第6項、第8項の措置を受け、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電第二課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電第二課長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室当たり5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を中央操作員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 防災課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、重大事故等の対策を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5 発電第二課長は、<u>特定重大事故等対処施設(以下「特重施設」という。)による対応のための力量を有する者を確保する。また、特重施設による対策を行う要員(以下「特重施設要員」という。)として、表12-4に定める人数を常時確保する。</u></p> <p>6 発電第二課長及び防災課長は、<u>第17条の6第4項(2)の成立性の確認訓練及び第17条の7第1項(2)のAPC等時の成立性の確認訓練</u>において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1、表12-3及び表12-4に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、体制を構築する。</p> <p>7 所長は、第6項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、<u>第10項の措置</u>を講じる。</p> <p>8 発電第二課長及び防災課長は、第6項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1、表12-3及び表12-4に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>9 発電第二課長及び防災課長は、<u>第6項以外の事態</u>が生じ、表12-1、表12-3及び表12-4に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、表12-1、表12-3及び表12-4に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、<u>第10項の措置</u>を講じる。</p> <p>10 所長は、<u>第7項、第9項の措置</u>を受け、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p>	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																							
<p>表 12-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">12名以上【当直課長を含む】</td> </tr> </table> <p>表 12-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】</td> </tr> </table> <p>表 12-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 25%;">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="width: 30%;">緊急時対策本部要員</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">4名以上</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要員</td> <td style="text-align: center;">36名以上</td> </tr> </table>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	12名以上【当直課長を含む】	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策本部要員	4名以上	重大事故等対策要員	36名以上	<p>表 12-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">12名以上【当直課長を含む】</td> </tr> </table> <p>表 12-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】</td> </tr> </table> <p>表 12-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 25%;">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="width: 30%;">緊急時対策本部要員</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">4名以上</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要員</td> <td style="text-align: center;">36名以上</td> </tr> </table> <p>表 12-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">3号炉及び4号炉がモード1、2、3、4、5及び6の期間</td> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">特重施設要員</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>3号炉及び4号炉のうち、1つの号炉がモード1、2、3、4、5及び6以外の期間</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </table>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	12名以上【当直課長を含む】	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策本部要員	4名以上	重大事故等対策要員	36名以上	3号炉及び4号炉がモード1、2、3、4、5及び6の期間	特重施設要員		3号炉及び4号炉のうち、1つの号炉がモード1、2、3、4、5及び6以外の期間		<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	12名以上【当直課長を含む】																								
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】																								
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策本部要員	4名以上																							
	重大事故等対策要員	36名以上																							
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	12名以上【当直課長を含む】																								
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】																								
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策本部要員	4名以上																							
	重大事故等対策要員	36名以上																							
3号炉及び4号炉がモード1、2、3、4、5及び6の期間	特重施設要員																								
3号炉及び4号炉のうち、1つの号炉がモード1、2、3、4、5及び6以外の期間																									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3の2 防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3の2 防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2 原子力管理部長は、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に定め、社長の承認を得る。</p> <p>3 原子炉主任技術者は、第2項に定める「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4 防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>ア 要員の役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>イ 3号炉及び4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>ウ 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2 原子力管理部長は、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に定め、社長の承認を得る。</p> <p>3 原子炉主任技術者は、第2項に定める「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4 防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>ア 要員の役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>イ 3号炉及び4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>ウ 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。<u>なお、定める手順は、重大事故等発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</u></p> <p>また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に</p>	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>関すること</p> <p><u>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関する</u> <u>こと</u></p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>8 防災課長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>9 原子力管理部長は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>10 原子力管理部長は、第9項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>11 原子力管理部長は、第10項の実施結果を踏まえ、第9項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>関すること</p> <p><u>(5) (1)、(2)及び(4)の対策における特重施設を用いた対策に関する</u> <u>こと</u></p> <p><u>(6) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員</u> <u>の防護に関する</u><u>こと</u></p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>8 防災課長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>9 原子力管理部長は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>10 原子力管理部長は、第9項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>11 原子力管理部長は、第10項の実施結果を踏まえ、第9項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p> <p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 7 防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ イ項の訓練の実実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p style="margin-left: 2em;">エ イ項の訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p style="margin-left: 2em;">オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>3 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第 1 項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>4 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 7 防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「APC 等」という。）時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練（以下「APC 等時の成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ イ項の訓練の実実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p style="margin-left: 2em;">エ イ項の訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p style="margin-left: 2em;">オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。<u>なお、定める手順は、大規模損壊発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">また、手順書を定めるに当たっては、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>(6) (2)、(3)及び(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること</p> <p>(7) APC 等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること</p> <p>(8) 発生する有毒ガスからの特重施設要員の防護に関すること</p> <p>3 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第 1 項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>4 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p>	<p>・ 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p> <p>・ 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																
<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 43 条 モード 1、2、3 及び 4 (1 次冷却材温度が 130℃を超える) において、加圧器安全弁は、表 43-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 43-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 43-3 の措置を講じる。</p> <p>表 43-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加圧器安全弁^{※1}</td> <td style="text-align: center;">全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表 43-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td style="text-align: center;">17.16MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 43-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">条 件</th> <th style="width: 50%;">要 求 さ れ る 措 置</th> <th style="width: 30%;">完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。</td> <td style="text-align: center;">12 時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 130℃以下にする。</td> <td style="text-align: center;">36 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	加圧器安全弁 ^{※1}	全てが動作可能であること	項 目	設 定 値	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。	12 時間	A.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 130℃以下にする。	36 時間	<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 43 条 モード 1、2、3 及び 4 (1 次冷却材温度が 130℃を超える) において、加圧器安全弁は、表 43-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 43-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 43-3 の措置を講じる。</p> <p>表 43-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加圧器安全弁^{※1※2}</td> <td style="text-align: center;">全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※ 2 : </p> <p>表 43-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td style="text-align: center;">17.16MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 43-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">条 件</th> <th style="width: 50%;">要 求 さ れ る 措 置</th> <th style="width: 30%;">完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。</td> <td style="text-align: center;">12 時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 130℃以下にする。</td> <td style="text-align: center;">36 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	加圧器安全弁 ^{※1※2}	全てが動作可能であること	項 目	設 定 値	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。	12 時間	A.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 130℃以下にする。	36 時間	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 50px; margin: 10px auto;"></div>
項 目	運 転 上 の 制 限																																	
加圧器安全弁 ^{※1}	全てが動作可能であること																																	
項 目	設 定 値																																	
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下																																	
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																																
A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。	12 時間																																
	A.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 130℃以下にする。	36 時間																																
項 目	運 転 上 の 制 限																																	
加圧器安全弁 ^{※1※2}	全てが動作可能であること																																	
項 目	設 定 値																																	
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下																																	
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																																
A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。	12 時間																																
	A.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 130℃以下にする。	36 時間																																

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																		
<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第 44 条 モード 1、2 及び 3 において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は、表 44-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表 44-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、加圧器逃がし弁又は加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 44-3 の措置を講じる。</p> <p>表 44-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加圧器逃がし弁^{※1} 及び 加圧器逃がし弁元弁</td> <td style="text-align: center;">全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 加圧器逃がし弁が動作不能時は、第 83 条 (表 83-3) の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 44-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加圧器逃がし弁</td> <td style="text-align: center;">吹出し圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">吹止まり圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	加圧器逃がし弁 ^{※1} 及び 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること	項 目	設 定 値	加圧器逃がし弁	吹出し圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以下	吹止まり圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以上	<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第 44 条 モード 1、2 及び 3 において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は、表 44-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表 44-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、加圧器逃がし弁又は加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 44-3 の措置を講じる。</p> <p>表 44-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加圧器逃がし弁^{※1※2} 及び 加圧器逃がし弁元弁</td> <td style="text-align: center;">全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 加圧器逃がし弁が動作不能時は、第 83 条 (表 83-3) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 2 : <input style="width: 150px; height: 15px;" type="text"/></p> <p>表 44-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加圧器逃がし弁</td> <td style="text-align: center;">吹出し圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">吹止まり圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	加圧器逃がし弁 ^{※1※2} 及び 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること	項 目	設 定 値	加圧器逃がし弁	吹出し圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以下	吹止まり圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以上	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 50px; margin: 10px 0;"></div>
項 目	運 転 上 の 制 限																			
加圧器逃がし弁 ^{※1} 及び 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること																			
項 目	設 定 値																			
加圧器逃がし弁	吹出し圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以下																			
	吹止まり圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以上																			
項 目	運 転 上 の 制 限																			
加圧器逃がし弁 ^{※1※2} 及び 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること																			
項 目	設 定 値																			
加圧器逃がし弁	吹出し圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以下																			
	吹止まり圧力 <input style="width: 20px;" type="text"/> MPa[gage] 以上																			

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																										
<p>表 44-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※₂</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開又は全閉ができない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能な状態に復旧する。</td> <td>72 時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72 時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 条件 A、B 又は C の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。</td> <td>12 時間</td> </tr> <tr> <td>及び D.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にする。</td> <td>36 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※₂ : 加圧器逃がし弁ごとに個別の条件が適用される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※ ₂	A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間	B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間	及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能な状態に復旧する。	72 時間	C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。	1 時間	及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	72 時間	D. 条件 A、B 又は C の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。	12 時間	及び D.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にする。	36 時間	<p>表 44-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※₃</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開又は全閉ができない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能な状態に復旧する。</td> <td>72 時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72 時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 条件 A、B 又は C の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。</td> <td>12 時間</td> </tr> <tr> <td>及び D.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にする。</td> <td>36 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※₃ : 加圧器逃がし弁ごとに個別の条件が適用される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※ ₃	A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間	B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間	及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能な状態に復旧する。	72 時間	C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。	1 時間	及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	72 時間	D. 条件 A、B 又は C の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。	12 時間	及び D.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にする。	36 時間	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: auto;"></div>
条 件	要求される措置	完了時間																																										
A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※ ₂	A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間																																										
B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間																																										
	及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能な状態に復旧する。	72 時間																																										
C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。	1 時間																																										
	及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	72 時間																																										
D. 条件 A、B 又は C の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。	12 時間																																										
	及び D.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にする。	36 時間																																										
条 件	要求される措置	完了時間																																										
A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※ ₃	A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間																																										
B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間																																										
	及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能な状態に復旧する。	72 時間																																										
C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。	1 時間																																										
	及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	72 時間																																										
D. 条件 A、B 又は C の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。	12 時間																																										
	及び D.2 発電第二課当直課長は、モード 4 にする。	36 時間																																										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																												
<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第50条 モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）^{※1}において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表50-2で定める頻度で確認する。</p> <p>なお、3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットからの補給又は1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、蓄圧タンク出口隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表50-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超えた時点）から、全ての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く（以下、本条において同じ）。</p> <p>表50-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク^{※2}</td> <td>(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表50-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">項 目</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">制 限 値</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">確 認 頻 度</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">3号炉</th> <th style="width: 30%;">4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>3,100ppm以上</td> <td>2,500ppm以上</td> <td>3か月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td colspan="2">26.9m³以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td colspan="2">4.04MPa[gage]以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	蓄圧タンク ^{※2}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること	項 目	制 限 値		確 認 頻 度	3号炉	4号炉	ほう素濃度	3,100ppm以上	2,500ppm以上	3か月に1回	ほう酸水量(有効水量)	26.9m ³ 以上		1日に1回	圧力	4.04MPa[gage]以上		1日に1回	<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第50条 モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）^{※1}において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表50-2で定める頻度で確認する。</p> <p>なお、3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットからの補給又は1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、蓄圧タンク出口隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表50-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超えた時点）から、全ての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く（以下、本条において同じ）。</p> <p>表50-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク^{※2※3}</td> <td>(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3： </p> <p>表50-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">項 目</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">制 限 値</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">確 認 頻 度</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">3号炉</th> <th style="width: 30%;">4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>3,100ppm以上</td> <td>2,500ppm以上</td> <td>3か月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td colspan="2">26.9m³以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td colspan="2">4.04MPa[gage]以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	蓄圧タンク ^{※2※3}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること	項 目	制 限 値		確 認 頻 度	3号炉	4号炉	ほう素濃度	3,100ppm以上	2,500ppm以上	3か月に1回	ほう酸水量(有効水量)	26.9m ³ 以上		1日に1回	圧力	4.04MPa[gage]以上		1日に1回	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 50px; margin: 0 auto;"></div>
項 目	運 転 上 の 制 限																																													
蓄圧タンク ^{※2}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること																																													
項 目	制 限 値		確 認 頻 度																																											
	3号炉	4号炉																																												
ほう素濃度	3,100ppm以上	2,500ppm以上	3か月に1回																																											
ほう酸水量(有効水量)	26.9m ³ 以上		1日に1回																																											
圧力	4.04MPa[gage]以上		1日に1回																																											
項 目	運 転 上 の 制 限																																													
蓄圧タンク ^{※2※3}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること																																													
項 目	制 限 値		確 認 頻 度																																											
	3号炉	4号炉																																												
ほう素濃度	3,100ppm以上	2,500ppm以上	3か月に1回																																											
ほう酸水量(有効水量)	26.9m ³ 以上		1日に1回																																											
圧力	4.04MPa[gage]以上		1日に1回																																											

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																		
<p>表55-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉格納容器※1</td> <td>(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：動作可能であることとは、原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること及び原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。 ※3：モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。 ※4：動作可能であることとは、閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。</p> <p>表55-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 60%;">制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉格納容器圧力</td> <td style="text-align: center;">9.8kPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 65%;">漏 え い 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">A種検査</td> <td style="text-align: center;">設計圧力検査</td> <td style="text-align: center;">0.08%/日以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低圧検査</td> <td style="text-align: center;">0.04%/日以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B・C種検査</td> <td style="text-align: center;">0.04%/日以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4	項 目	制 限 値	原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下	項 目	漏 え い 率	A種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下	低圧検査	0.04%/日以下	B・C種検査	0.04%/日以下	<p>表55-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉格納容器※1※5</td> <td>(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：動作可能であることとは、原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること及び原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。 ※3：モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。 ※4：動作可能であることとは、閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。 ※5：</p> <p>表55-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 60%;">制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉格納容器圧力</td> <td style="text-align: center;">9.8kPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 65%;">漏 え い 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">A種検査</td> <td style="text-align: center;">設計圧力検査</td> <td style="text-align: center;">0.08%/日以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低圧検査</td> <td style="text-align: center;">0.04%/日以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B・C種検査</td> <td style="text-align: center;">0.04%/日以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉格納容器※1※5	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4	項 目	制 限 値	原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下	項 目	漏 え い 率	A種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下	低圧検査	0.04%/日以下	B・C種検査	0.04%/日以下	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 50px; margin: 10px auto;"></div>
項 目	運 転 上 の 制 限																																			
原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4																																			
項 目	制 限 値																																			
原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下																																			
項 目	漏 え い 率																																			
A種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下																																		
	低圧検査	0.04%/日以下																																		
B・C種検査	0.04%/日以下																																			
項 目	運 転 上 の 制 限																																			
原子炉格納容器※1※5	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4																																			
項 目	制 限 値																																			
原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下																																			
項 目	漏 え い 率																																			
A種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下																																		
	低圧検査	0.04%/日以下																																		
B・C種検査	0.04%/日以下																																			

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																										
<p>表 55-4 ^{※5}※6^{※7}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">条 件</th> <th style="width: 50%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※8}。</td> <td>4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、2 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※8}。</td> <td>1 時間 隔離後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※8}。</td> <td>4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>D. 原子炉格納容器圧力が表 55-2 で定める制限値を満足していない場合</td> <td>D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>E. 条件 A、B、C 又は D 以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合</td> <td>E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>F. 条件 A、B、C、D 又は E の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>F.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。 及び F.2 発電第二課当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>12 時間 56 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。 ※6：ラインごとに、条件及び要求される措置が適用される。 ※7：原子炉格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。 ※8：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回	B. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、2 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	1 時間 隔離後の 1 か月に 1 回	C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回	D. 原子炉格納容器圧力が表 55-2 で定める制限値を満足していない場合	D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1 時間	E. 条件 A、B、C 又は D 以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1 時間	F. 条件 A、B、C、D 又は E の措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。 及び F.2 発電第二課当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間	<p>表 55-4 ^{※6}※7^{※8}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">条 件</th> <th style="width: 50%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、2 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>1 時間 隔離後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※9}。</td> <td>4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>D. 原子炉格納容器圧力が表 55-2 で定める制限値を満足していない場合</td> <td>D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>E. 条件 A、B、C 又は D 以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合</td> <td>E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>F. 条件 A、B、C、D 又は E の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>F.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。 及び F.2 発電第二課当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>12 時間 56 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。 ※7：ラインごとに、条件及び要求される措置が適用される。 ※8：原子炉格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。 ※9：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回	B. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、2 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1 時間 隔離後の 1 か月に 1 回	C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回	D. 原子炉格納容器圧力が表 55-2 で定める制限値を満足していない場合	D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1 時間	E. 条件 A、B、C 又は D 以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1 時間	F. 条件 A、B、C、D 又は E の措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。 及び F.2 発電第二課当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
条 件	要求される措置	完了時間																																										
A. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回																																										
B. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、2 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	1 時間 隔離後の 1 か月に 1 回																																										
C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回																																										
D. 原子炉格納容器圧力が表 55-2 で定める制限値を満足していない場合	D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1 時間																																										
E. 条件 A、B、C 又は D 以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1 時間																																										
F. 条件 A、B、C、D 又は E の措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。 及び F.2 発電第二課当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間																																										
条 件	要求される措置	完了時間																																										
A. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回																																										
B. 原子炉格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、2 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	1 時間 隔離後の 1 か月に 1 回																																										
C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、1 個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※9} 。	4 時間 隔離後の 1 か月に 1 回																																										
D. 原子炉格納容器圧力が表 55-2 で定める制限値を満足していない場合	D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1 時間																																										
E. 条件 A、B、C 又は D 以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1 時間																																										
F. 条件 A、B、C、D 又は E の措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 発電第二課当直課長は、モード 3 にする。 及び F.2 発電第二課当直課長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間																																										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																								
<p>表 55-5 *9*10*11</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条 件</th> <th style="width: 60%;">要求される措置</th> <th style="width: 25%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び A.2 保守第二課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施錠後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び B.2 保守第二課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施錠後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び C.2 保守第二課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施錠後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合</td> <td>D.1 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び D.3 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※9：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。 ※10：常用及び非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。 ※11：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間	及び A.2 保守第二課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	及び A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回	B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間	及び B.2 保守第二課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回	C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。	1時間	及び C.2 保守第二課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。	24時間	及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回	D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに	及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。	1時間	及び D.3 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	24時間	E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間	<p>表 55-5 *10*11*12</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条 件</th> <th style="width: 60%;">要求される措置</th> <th style="width: 25%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び A.2 保守第二課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施錠後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び B.2 保守第二課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施錠後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び C.2 保守第二課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施錠後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合</td> <td>D.1 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び D.3 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。 ※11：常用及び非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。 ※12：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間	及び A.2 保守第二課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	及び A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回	B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間	及び B.2 保守第二課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回	C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。	1時間	及び C.2 保守第二課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。	24時間	及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回	D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに	及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。	1時間	及び D.3 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	24時間	E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"></div>
条 件	要求される措置	完了時間																																																																								
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間																																																																								
	及び A.2 保守第二課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																																																																								
	及び A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回																																																																								
B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間																																																																								
	及び B.2 保守第二課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																																																																								
	及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回																																																																								
C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。	1時間																																																																								
	及び C.2 保守第二課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。	24時間																																																																								
	及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回																																																																								
D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに																																																																								
	及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。	1時間																																																																								
	及び D.3 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	24時間																																																																								
E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間																																																																								
	及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間																																																																								
条 件	要求される措置	完了時間																																																																								
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間																																																																								
	及び A.2 保守第二課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																																																																								
	及び A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回																																																																								
B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間																																																																								
	及び B.2 保守第二課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																																																																								
	及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回																																																																								
C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。	1時間																																																																								
	及び C.2 保守第二課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。	24時間																																																																								
	及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回																																																																								
D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに																																																																								
	及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。	1時間																																																																								
	及び D.3 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	24時間																																																																								
E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間																																																																								
	及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間																																																																								

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前				変 更 後				備 考		
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間			
モ ー ド 1、2、 3及び4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合又は電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 ^{※4}	A.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	4時間	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合又は電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 ^{※5}	A.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。	及び	A.2 発電第二課当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。		72時間	
		A.2 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	4時間			及び			A.2 発電第二課当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	72時間
	B. 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統1系統が動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	4時間	B. 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統1系統が動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。	4時間	及び		B.2 発電第二課当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日
		B.2 発電第二課当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日		及び	B.2 発電第二課当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日			
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	及び	C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。		56時間	
	C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間		及び	C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間				
D. 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置又は電気式水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する ^{※5} 。	4時間 その後の12 時間に1回	D. 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置又は電気式水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する ^{※6} 。	4時間 その後の12 時間に1回	及び	D.2 発電第二課当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。		速やかに	
	D.2 発電第二課当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		及び	D.2 発電第二課当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに				
モード5 及び6	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上又は電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 ^{※4} 又は 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統1系統が動作不能である場合 又は 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上又は電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 ^{※5} 又は 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統1系統が動作不能である場合 又は 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	及び	A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	
		A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに		及び	A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに			
^{※3} ：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ^{※4} ：電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統全てが動作不能の場合を含む。 ^{※5} ：原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率等を確認する。				^{※4} ：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ^{※5} ：電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統全てが動作不能の場合を含む。 ^{※6} ：原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率等を確認する。						

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																															
<p>83-15-4 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電</td> <td>(1)蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統^{※1}が動作可能であること</td> </tr> <tr> <th>適用モード</th> <th>設 備</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>蓄電池（安全防護系用）</td> <td style="text-align: center;">1組</td> </tr> <tr> <td>蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td style="text-align: center;">2組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、蓄電池（重大事故等対処用）2組をいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 40%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電第二課当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1)蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統 ^{※1} が動作可能であること	適用モード	設 備	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）	1組	蓄電池（重大事故等対処用）	2組	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電第二課当直課長	<p>83-15-4 蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電</td> <td>(1)蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統^{※1}が動作可能であること (3)蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <th>適用モード</th> <th>設 備</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>蓄電池（安全防護系用）</td> <td style="text-align: center;">1組</td> </tr> <tr> <td>蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td style="text-align: center;">2組</td> </tr> <tr> <td>蓄電池（3系統目）</td> <td style="text-align: center;">1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、蓄電池（重大事故等対処用）2組をいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 40%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）</td> <td>蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）が健全であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。</td> <td rowspan="2">1週間に1回</td> <td rowspan="2">発電第二課当直課長</td> </tr> <tr> <td>蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が³135.5V以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電	(1)蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統 ^{※1} が動作可能であること (3)蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること	適用モード	設 備	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）	1組	蓄電池（重大事故等対処用）	2組	蓄電池（3系統目）	1組	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）	蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）が健全であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電第二課当直課長	蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が ³ 135.5V以上であることを確認する。	<p>・3号炉及び4号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限																																																
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1)蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統 ^{※1} が動作可能であること																																																
適用モード	設 備																																																
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）	1組																																															
	蓄電池（重大事故等対処用）	2組																																															
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																														
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																														
	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電第二課当直課長																																														
項 目	運 転 上 の 制 限																																																
蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電	(1)蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統 ^{※1} が動作可能であること (3)蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること																																																
適用モード	設 備																																																
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）	1組																																															
	蓄電池（重大事故等対処用）	2組																																															
	蓄電池（3系統目）	1組																																															
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																														
蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）	蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）が健全であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																														
	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電第二課当直課長																																														
	蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が ³ 135.5V以上であることを確認する。																																																

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前				変 更 後				備 考
(3) 要求される措置								・3号炉及び4号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、 3及び4	A. 蓄電池（安全防護系用）又は蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	4時間	モード 1、2、 3及び4	A. 蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）又は蓄電池（3系統目）からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	4時間	
		及び A.2 保守第二課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。	72時間			及び A.2 保守第二課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。	72時間	
		及び A.3 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日			及び A.3 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード 5、6及 び使用済 燃料ピットに燃料 体を貯蔵 している 期間	A. 蓄電池（安全防護系用）又は蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	モード 5、6及 び使用済 燃料ピットに燃料 体を貯蔵 している 期間	A. 蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）又は蓄電池（3系統目）からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
		及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに			及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	
		及び A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			及び A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		及び A.4 保守第二課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。	速やかに			及び A.4 保守第二課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。	速やかに	
※2：残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※2：残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				
※3：大容量空冷式発電機をいう。				※3：大容量空冷式発電機をいう。				
※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center; font-size: 2em;">新規作成</p>	<p>(特重施設を構成する設備) <u>第 83 条の 2 次の各号の特重施設を構成する設備（以下本条において「特重設備」という。）は、表 83 の 2－1 で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin: 10px 0;"></div> <p>2 特重設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>保安規定 83 条の 2 に係る以下のページの記載内容は、防護上の観点又は機密に係る事項であり、公開できないことから、本記載をもって省略する。</p> <p>・ 22 ～ 45</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

表 87-1

関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 69 条	・中央制御室非常用循環系	点検対象炉が第 69 条の適用モード内	・点検対象炉外号炉の当該系統が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 10 日に 1 回
第 71 条	・外部電源	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要のダイゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 日に 1 回 点検前 ^{※3} 点検期間が完了時間 (30 日) を超えて点検を実施する場合は、その後の 1 か月に 1 回
第 83 条 (83-10-2) (83-16-1)	・水蒸気監視系を構成する弁 ・可搬型格納容器水蒸気検計測装置指示監視部	4 号炉が第 83 条 (83-10-2) 及び (83-16-1) の適用モード内	・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び電気式水素燃焼装置動作監視装置が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 10 日に 1 回
第 83 条 (83-12-1)	・使用済燃料ピット補給用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系を構成する弁	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位が EL+10.75m 以上及び水位が 65℃ 以下であることを確認する。 ・点検対象外の当該系統が使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-12-3)	・使用済燃料ピット温度 (SA) (指示監視部含む) ・使用済燃料ピット状態監視カメラ ・使用済燃料ピット水位 (広域) (使用済燃料ピット監視用空気供給システム含む) 指示監視部 ・使用済燃料ピット周辺検量器 (低レンジ) (中間レンジ) (高レンジ) 指示監視部	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所要のダイゼル発電機が動作可能であることを確認する。 ・容量量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ (モータ含む) ・大容量空冷式発電機用燃料タンク ・大容量空冷式発電機用給油ポンプによる大容量空冷式発電機への給油系を構成する弁	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-15-1)	・大容量空冷式発電機	モード 1、2、3、4、5 及び 6 以外	・所要のダイゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 10 日に 1 回
第 83 条 (83-15-4)	・蓄電池 (重大事故等対処用) ・蓄電池 (3 系統目)	モード 1、2、3、4、5 及び 6 以外	・所要のダイゼル発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-15-6)	・重大事故等対処用変圧器盤 ・重大事故等対処用変圧器受電盤	モード 1、2、3、4、5 及び 6 以外	・所内の電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-15-7)	・燃料油貯蔵タンク	モード 1、2、3、4、5 及び 6 以外	・容量量空冷式発電機又は高圧発電機が動作可能であることを確認する。 ・点検対象外の燃料油貯蔵タンクが 178kPa 以上であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位	モード 5	・代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 日に 1 回

※ 3：運転上の制御外に移行する前二回実施し、その全てが終了した時分から 24 時間以内に運転上の制御外に移行する。なお、移行時点で完了したものは、移行時点で完了したものとみなす。
 ※ 4：動作可能であることを確認し、至近の記録により動作可能であることを確認する。ただし、第 87 条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。
 ※ 5：モード 1、2、3 及び 4 以外ではダイゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。

表 87-1

関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 69 条	・中央制御室非常用循環系	点検対象炉が第 69 条の適用モード内	・点検対象炉外号炉の当該系統が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 10 日に 1 回
第 71 条	・外部電源	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要のダイゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 日に 1 回 点検前 ^{※3} 点検期間が完了時間 (30 日) を超えて点検を実施する場合は、その後の 1 か月に 1 回
第 83 条 (83-10-2) (83-16-1)	・水蒸気監視系を構成する弁 ・可搬型格納容器水蒸気検計測装置指示監視部	4 号炉が第 83 条 (83-10-2) 及び (83-16-1) の適用モード内	・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び電気式水素燃焼装置動作監視装置が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 10 日に 1 回
第 83 条 (83-12-1)	・使用済燃料ピット補給用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系を構成する弁	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位が EL+10.75m 以上及び水位が 65℃ 以下であることを確認する。 ・点検対象外の当該系統が使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-12-3)	・使用済燃料ピット温度 (SA) (指示監視部含む) ・使用済燃料ピット状態監視カメラ ・使用済燃料ピット水位 (広域) (使用済燃料ピット監視用空気供給システム含む) 指示監視部 ・使用済燃料ピット周辺検量器 (低レンジ) (中間レンジ) (高レンジ) 指示監視部	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所要のダイゼル発電機が動作可能であることを確認する。 ・容量量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-15-1)	・大容量空冷式発電機	モード 1、2、3、4、5 及び 6 以外	・所要のダイゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} 点検期間が完了時間 (30 日) を超えて点検を実施する場合は、その後の 1 か月に 1 回
第 83 条 (83-15-4)	・蓄電池 (重大事故等対処用) ・蓄電池 (3 系統目)	モード 1、2、3、4、5 及び 6 以外	・所要のダイゼル発電機が動作可能であることを確認する。 ・容量量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-15-6)	・重大事故等対処用変圧器盤 ・重大事故等対処用変圧器受電盤	モード 1、2、3、4、5 及び 6 以外	・所内の電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-15-7)	・燃料油貯蔵タンク	モード 1、2、3、4、5 及び 6 以外	・容量量空冷式発電機又は高圧発電機が動作可能であることを確認する。 ・点検対象外の燃料油貯蔵タンクが 178kPa 以上であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (83-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位	モード 5	・代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 日に 1 回

・3号炉及び4号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																										
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 113 条 廃止措置安全課長、安全管理第二課長及び保修第二課長は、表 113-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表 113-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サベイメータ</td> <td rowspan="3">安全管理第二課長</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サベイメータ</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3 台^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計測定装置</td> <td>廃止措置安全課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト^{※3}</td> <td rowspan="2">保修第二課長</td> <td>2 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション^{※3}</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>保修第二課長</td> <td>22 台^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">安全管理第二課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2編表 45-1 の計測器と共用 ※2：1台は表 101-1 の試料放射能測定装置と共用 ※3：モニタリングポスト又はモニタリングステーション故障時は、第 83 条（表 83-18）の運転上の制限を確認する。 ※4：管理区域外測定用の 1 台を含む。</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サベイメータ	安全管理第二課長	3 台	汚染密度測定用サベイメータ	3 台	退出モニタ	2 台	試料放射能測定装置	3 台 ^{※2}		積算線量計測定装置	廃止措置安全課長	1 台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト ^{※3}	保修第二課長	2 台 ^{※1}	モニタリングステーション ^{※3}	1 台 ^{※1}	エリアモニタ	保修第二課長	22 台 ^{※4}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1 台 ^{※1}	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 113 条 廃止措置安全課長、安全管理第二課長及び保修第二課長は、表 113-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表 113-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サベイメータ</td> <td rowspan="3">安全管理第二課長</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サベイメータ</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3 台^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計測定装置</td> <td>廃止措置安全課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト^{※3}</td> <td rowspan="2">保修第二課長</td> <td>2 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション^{※3}</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ^{※5}</td> <td>保修第二課長</td> <td>□ 台^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">安全管理第二課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2編表 45-1 の計測器と共用 ※2：1台は表 101-1 の試料放射能測定装置と共用 ※3：モニタリングポスト又はモニタリングステーション故障時は、第 83 条（表 83-18）の運転上の制限を確認する。 ※4：管理区域外測定用の □ 台を含む。 ※5：□</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サベイメータ	安全管理第二課長	3 台	汚染密度測定用サベイメータ	3 台	退出モニタ	2 台	試料放射能測定装置	3 台 ^{※2}		積算線量計測定装置	廃止措置安全課長	1 台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト ^{※3}	保修第二課長	2 台 ^{※1}	モニタリングステーション ^{※3}	1 台 ^{※1}	エリアモニタ ^{※5}	保修第二課長	□ 台 ^{※4}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1 台 ^{※1}	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 50px; margin: 10px auto;"></div>
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																									
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}																																																																									
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サベイメータ	安全管理第二課長	3 台																																																																									
	汚染密度測定用サベイメータ		3 台																																																																									
	退出モニタ		2 台																																																																									
	試料放射能測定装置	3 台 ^{※2}																																																																										
	積算線量計測定装置	廃止措置安全課長	1 台 ^{※1}																																																																									
放射線監視用計測器	モニタリングポスト ^{※3}	保修第二課長	2 台 ^{※1}																																																																									
	モニタリングステーション ^{※3}		1 台 ^{※1}																																																																									
	エリアモニタ	保修第二課長	22 台 ^{※4}																																																																									
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}																																																																									
	積算線量計測定装置		1 台 ^{※1}																																																																									
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																									
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}																																																																									
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サベイメータ	安全管理第二課長	3 台																																																																									
	汚染密度測定用サベイメータ		3 台																																																																									
	退出モニタ		2 台																																																																									
	試料放射能測定装置	3 台 ^{※2}																																																																										
	積算線量計測定装置	廃止措置安全課長	1 台 ^{※1}																																																																									
放射線監視用計測器	モニタリングポスト ^{※3}	保修第二課長	2 台 ^{※1}																																																																									
	モニタリングステーション ^{※3}		1 台 ^{※1}																																																																									
	エリアモニタ ^{※5}	保修第二課長	□ 台 ^{※4}																																																																									
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}																																																																									
	積算線量計測定装置		1 台 ^{※1}																																																																									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 9 章 非常時の措置</p> <p>(原子力防災組織)</p> <p>第 119 条 防災課長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、図 119-1 に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2 発電所の緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>3 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 非常時の措置</p> <p>(原子力防災組織)</p> <p>第 119 条 防災課長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、図 119-1 に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2 発電所の緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>3 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。</p>	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>
<p>図 119-1 原子力防災組織</p>	<p>図 119-1 原子力防災組織</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																												
<p>第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 131 条 各課（室、センター）長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に^{※1}作成（表 131-1 (1)を除く。）し、保存する。ただし、表 131-1 (3)イの記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 131-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用前確認の結果</td> <td style="text-align: center;">確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(4)熱出力</td> <td rowspan="11" style="vertical-align: middle;">原子炉に燃料が装荷されている場合連続して</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(5)炉心の中性子束密度</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(6)炉心の温度</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(7)冷却材入口温度</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(8)冷却材出口温度</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(9)冷却材圧力</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(10)冷却材流量</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(11)制御棒位置</td> <td style="text-align: center;">1 年間</td> </tr> <tr> <td>(12)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度</td> <td style="text-align: center;">モード 1 及び 2 において 1 時間ごと</td> <td style="text-align: center;">1 年間</td> </tr> <tr> <td>(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量</td> <td style="text-align: center;">モード 1 及び 2 において 毎日 1 回</td> <td style="text-align: center;">1 年間</td> </tr> <tr> <td>(14)原子炉内における燃料体の配置</td> <td style="text-align: center;">配置又は配置替えの都度</td> <td style="text-align: center;">取出後 10 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10 年間	(5)炉心の中性子束密度	10 年間	(6)炉心の温度	10 年間	(7)冷却材入口温度	10 年間	(8)冷却材出口温度	10 年間	(9)冷却材圧力	10 年間	(10)冷却材流量	10 年間	(11)制御棒位置	1 年間	(12)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	1 年間	(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード 1 及び 2 において 毎日 1 回	1 年間	(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後 10 年間	<p>第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 131 条 各課（室、センター）長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に^{※1}作成（表 131-1 (1)を除く。）し、保存する。ただし、表 131-1 (3)イの記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 131-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用前確認の結果</td> <td style="text-align: center;">確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(4)熱出力</td> <td rowspan="11" style="vertical-align: middle;">原子炉に燃料が装荷されている場合連続して</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(5)炉心の中性子束密度</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(6)炉心の温度</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(7)冷却材入口温度</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(8)冷却材出口温度</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(9)冷却材圧力</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(10)冷却材流量</td> <td style="text-align: center;">10 年間</td> </tr> <tr> <td>(11)制御棒位置</td> <td style="text-align: center;">1 年間</td> </tr> <tr> <td>(12)-1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度</td> <td style="text-align: center;">モード 1 及び 2 において 1 時間ごと</td> <td style="text-align: center;">1 年間</td> </tr> <tr> <td>(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量</td> <td style="text-align: center;">モード 1 及び 2 において 毎日 1 回</td> <td style="text-align: center;">1 年間</td> </tr> <tr> <td>(14)原子炉内における燃料体の配置</td> <td style="text-align: center;">配置又は配置替えの都度</td> <td style="text-align: center;">取出後 10 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10 年間	(5)炉心の中性子束密度	10 年間	(6)炉心の温度	10 年間	(7)冷却材入口温度	10 年間	(8)冷却材出口温度	10 年間	(9)冷却材圧力	10 年間	(10)冷却材流量	10 年間	(11)制御棒位置	1 年間	(12)-1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	1 年間	(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード 1 及び 2 において 毎日 1 回	1 年間	(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後 10 年間	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																																																																												
(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																																																																												
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間																																																																												
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																												
(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10 年間																																																																												
(5)炉心の中性子束密度		10 年間																																																																												
(6)炉心の温度		10 年間																																																																												
(7)冷却材入口温度		10 年間																																																																												
(8)冷却材出口温度		10 年間																																																																												
(9)冷却材圧力		10 年間																																																																												
(10)冷却材流量		10 年間																																																																												
(11)制御棒位置		1 年間																																																																												
(12)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度		モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	1 年間																																																																											
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量		モード 1 及び 2 において 毎日 1 回	1 年間																																																																											
(14)原子炉内における燃料体の配置		配置又は配置替えの都度	取出後 10 年間																																																																											
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																																																																												
(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																																																																												
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間																																																																												
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																												
(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10 年間																																																																												
(5)炉心の中性子束密度		10 年間																																																																												
(6)炉心の温度		10 年間																																																																												
(7)冷却材入口温度		10 年間																																																																												
(8)冷却材出口温度		10 年間																																																																												
(9)冷却材圧力		10 年間																																																																												
(10)冷却材流量		10 年間																																																																												
(11)制御棒位置		1 年間																																																																												
(12)-1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度		モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	1 年間																																																																											
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量		モード 1 及び 2 において 毎日 1 回	1 年間																																																																											
(14)原子炉内における燃料体の配置		配置又は配置替えの都度	取出後 10 年間																																																																											

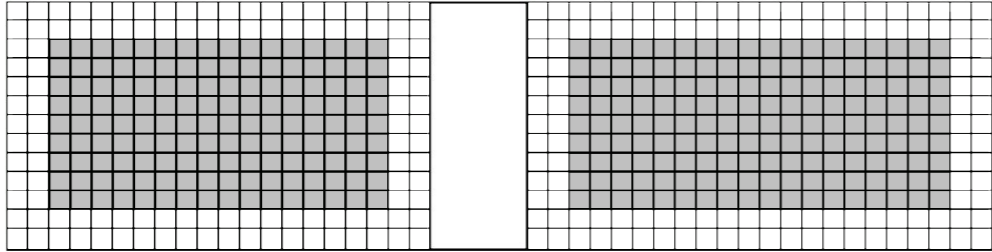
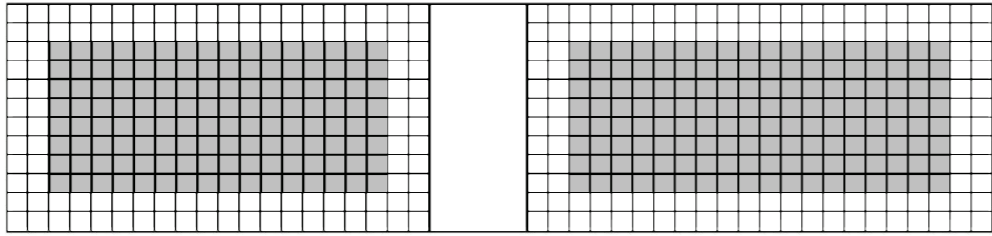
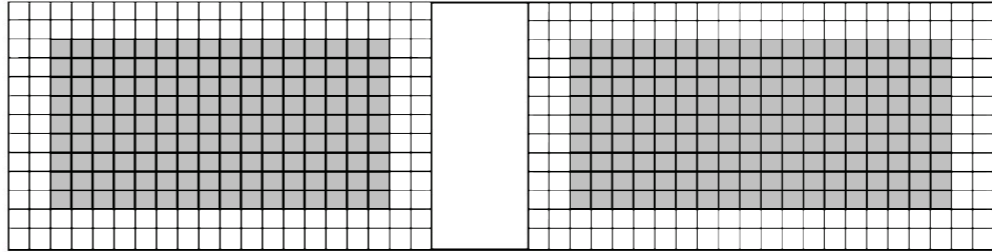
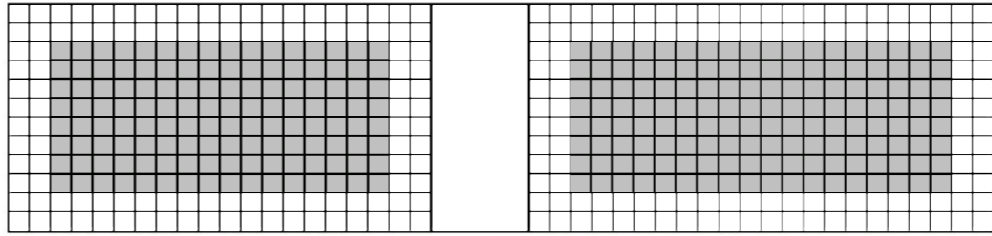
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
附 則	附 則	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、<u>2021年3月19日から施行する。</u></p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 ーモード1、2、3及び4以外ー）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</u></p> <p>4 本規定施行の際、第93条（新燃料の貯蔵）、第95条（燃料の取替等）及び第96条（使用済燃料の貯蔵）については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。 なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく使用の承認を受けた使用済燃料ラック（ブロック）については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、<u>2022年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 ーモード1、2、3及び4以外ー）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、第93条（新燃料の貯蔵）、第95条（燃料の取替等）及び第96条（使用済燃料の貯蔵）については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。 なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく使用の承認を受けた使用済燃料ラック（ブロック）については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 本規定施行の際、使用前確認対象の蓄電池（3系統目）に関する規定については、<u>工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更（附則第3項は適用済みのため削除） ・3号炉及び4号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第4項 従前の例> (新燃料の貯蔵) 第93条 技術第二課長及び保安第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(8) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p><以下、省略></p>	<p><附則第3項 従前の例> (新燃料の貯蔵) 第93条 技術第二課長及び保安第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(8) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p><附則第4項 従前の例></p> <p style="text-align: center;">図 93 - 1 使用済燃料ピット燃料貯蔵領域図</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットB</p>   <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットA</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="text-align: center;">貯蔵可能な燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">□ : 領域1</td> <td> 全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">■ : 領域2</td> <td> ・燃焼度20GWd/t以上のウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ガドリニア入り二酸化ウラン燃料はウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）として管理する。</p>		貯蔵可能な燃料	□ : 領域1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%）	■ : 領域2	・燃焼度20GWd/t以上のウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%）	<p><附則第3項 従前の例></p> <p style="text-align: center;">図 93 - 1 使用済燃料ピット燃料貯蔵領域図</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットB</p>   <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットA</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="text-align: center;">貯蔵可能な燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">□ : 領域1</td> <td> 全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">■ : 領域2</td> <td> ・燃焼度20GWd/t以上のウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ガドリニア入り二酸化ウラン燃料はウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）として管理する。</p>		貯蔵可能な燃料	□ : 領域1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%）	■ : 領域2	・燃焼度20GWd/t以上のウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%）	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>
	貯蔵可能な燃料													
□ : 領域1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%）													
■ : 領域2	・燃焼度20GWd/t以上のウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%）													
	貯蔵可能な燃料													
□ : 領域1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%）													
■ : 領域2	・燃焼度20GWd/t以上のウラン燃料（初期濃縮度約4.1wt%）※1 ・初装荷ウラン燃料（初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%）													

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第4項 従前の例> (燃料の取替等)</p> <p>第95条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>4 保守第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(5) 技術第二課長は、燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 93 - 1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p><以下、省略></p>	<p><附則第3項 従前の例> (燃料の取替等)</p> <p>第95条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>4 保守第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(5) 技術第二課長は、燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 93 - 1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p><附則第4項 従前の例> (使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術第二課長及び保安第二課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1か月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(10) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(11) 保安第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第1項(10)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表96-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第27条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉※1、4号炉	2号炉	2号炉※1、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p><附則第3項 従前の例> (使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術第二課長及び保安第二課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1か月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(10) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(11) 保安第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第1項(10)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表96-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第27条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉※1、4号炉	2号炉	2号炉※1、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉※1、4号炉																					
2号炉	2号炉※1、4号炉																					
3号炉	3号炉																					
4号炉	4号炉																					
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉※1、4号炉																					
2号炉	2号炉※1、4号炉																					
3号炉	3号炉																					
4号炉	4号炉																					